警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千七百八十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。	警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千七百六十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○法務省令第二十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　［同上］

区分	定員	備考
本省	四七、〇九一人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、〇二二人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、六九七人	
合計	五四、八一四人	

区分	定員	備考
本省	四七、〇八四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六三人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	五、八六六人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、六六〇人	
合計	五四、六一四人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	令和三年十二月三十一日までの間	四七、〇九九人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六八人は、検察庁の職員の定員とする。